

株 主 各 位

姫路市西駅前町1番地

**神姫バス株式会社**

取締役社長 長尾 真

**第138回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第138回定時株主総会を下記のとおり開催いたします。なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、**株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。**その際には、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2021年6月24日（木曜日）午後5時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席の株主様におかれましては、当日の流行状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、ご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 1. 日 時     | 2021年6月25日（金曜日）午前10時（午前9時受付開始） |
| 2. 場 所     | 姫路市南駅前町100番地 ホテル日航姫路 3階 光琳の間   |
| 3. 目 的 事 項 |                                |
| 報 告 事 項    |                                |

- 第138期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第138期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

**決 議 事 項**

- |       |                |
|-------|----------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件        |
| 第2号議案 | 買収防衛策一部変更・継続の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件     |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件      |
| 第5号議案 | 社外取締役の報酬額改定の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinkibus.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項を上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ①事業報告の「5. 会社の体制および方針」
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の個別注記表

従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

## ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染防止の対策について

新型コロナウイルスの感染拡大防止、株主様の安心安全を第一に考え、株主総会当日の状況に応じて、以下の対策を実施させていただく場合がございます。何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

- ・株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない場合がございます。満席となった場合はご入場できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・マスクの着用等の感染予防に配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・当日は、ご入場の前に株主様の体温を計測させていただき、発熱が確認された場合は、ご入場を制限等させていただく場合がございます。
- ・ご入場の前に、アルコールによる手指の消毒をさせていただきますのでご協力をお願い申し上げます。
- ・役員、および株主総会の当社運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

今後の流行状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.shinkibus.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## お土産の廃止について

株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に翻弄された一年となりました。新型コロナウイルスの普及が思うように進まず、業種によっては過去に経験したことのない、未曾有の状況で推移いたしました。今後ワクチンの普及により、概ね経済活動が正常化することが期待されますが、依然、先行きは不透明な状況にあります。

この一年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、先ず訪日外国人旅行者が大幅に減少し、緊急事態宣言が発出されてからは社会経済活動の抑制、雇用情勢の悪化、3密回避などの新しい生活様式やテレワーク、オンライン授業の浸透などにより人の流れが大幅に減少しました。2020年7月には、政府による旅行需要の回復や飲食業への消費の喚起を目的としたGoToキャンペーンが開始され、国内消費に回復の兆しが一旦は見えました。しかしながら、感染再拡大により2020年12月以降GoToキャンペーンが一時停止され、緊急事態宣言の再発出もあり、「移動」を中心としたサービスを展開する当社グループには厳しい状況が続いております。

このような状況において、当社はコスト削減とコロナ禍での収益確保、コロナ収束後を見込んだ中長期的施策に取り組んでまいりました。

まずコスト削減策では、全従業員の雇用を維持しながら、従業員の休業やグループ内外への異動(出向)、役員報酬・管理職賞与の減額、設備投資の抑制、需要に応じたダイヤ編成、旅行貸切事業体制の効率化、貸切バスの減車、タクシー部門の一部譲渡、一部飲食店舗の閉店などを敢行し、一層の効率化に努めました。

コロナ禍の状況下、また収束後の収益確保策としては、神戸市内線や三田～大阪線の増強、企業従業員輸送の確保、更には神戸市内輸送拡大のための新車庫開設などに取り組ましました。

一方、厳しい状況下ながらも、技術革新による事業構造の変化に対応すべく、二度にわたる自動運転や超小型モビリティとの連携によるMaaSの実証実験などに取り組ましました。

また地域社会の課題解決やCO2削減などの環境問題にも対処し、兵庫県宍粟市での宅配荷物の輸送に続き、三田市において路線バスで地元産の野菜を中心市街地の直売所まで運ぶ「貨客混載」事業を開始しました。

2021年4月以降も姫路市において西日本初の燃料電池バス(水素バス)の運行や神戸市三宮・元町周辺の今後のベイエリア移動需要を見込んだ連節バス「PortLoop」の運行を開始しております。

今後も、地域・社会課題に向き合い、当社が持続的に成長するための取組みを積極的に継続してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比9,407百万円(△20.9%)減の35,669百万円となり、営業損益は前年同期比4,309百万円減の2,266百万円の損失、経常損益は前年同期比3,539百万円減の1,314百万円の損失となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損益は前年同期比3,161百万円減の2,167百万円の損失となりました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 自動車運送事業

乗合バス部門におきましては、地域の交通インフラとしての使命を果たすべく新型コロナウイルス感染対策を講じた上で需給バランスを考慮しながら運行いたしました。旅客の状況については、買い物・レジャー客が大きく落ち込むとともに、沿線大学のオンライン授業、企業のテレワークの普及、さらには雇用の悪化などにより、コロナ禍以前には増加傾向にあった旅客数が一転し大幅に減少いたしました。

高速乗合バス部門におきましては、出入国が制限されたことにより、関西空港リムジンバスの運休が続いたほか、他の路線についても減便を余儀なくされ、便当たり旅客数も減少いたしました。一方、感染対策を講じる企業ニーズに対応して従業員輸送を確保・増便いたしました。

タクシー部門におきましては2020年5月に舞子神姫タクシー株式会社を事業譲渡しました。また、需要減少により一稼働当たりの収入、稼働率が減少しました。

郵便物輸送部門については、新たな定期便の獲得や新規荷主との取引を開始し、増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比4,751百万円(△22.9%)減の16,034百万円となり、新規採用の抑制や軽油単価・使用量の減少、車両代替の延期など経費削減を図ったものの、営業損益は前年同期比2,685百万円悪化し、2,514百万円の損失となりました。

## 車両物販・整備業

車両整備部門では、車検入庫台数は前年を若干上回ったものの、緊急事態宣言や営業自粛等により商用車等の稼働が低下したため、臨時修理が減少し、部品販売部門も補修や鈑金関連の部品の取扱いが減少しました。自動車販売については各種キャンペーンを実施した結果、新車販売台数が増加しました。なお、前期末をもって、ギフト店を閉店しております。

以上の結果、売上高は前年同期比428百万円(△5.1%)減の8,027百万円となり、営業利益は前年同期比86百万円(△17.0%)減の421百万円となりました。

## 業務受託事業

車両管理部門では、学校など顧客の休業による稼働減や減額改定はありましたが、自治体等からの新規受注や増額改定があり増収となりました。

経営受託部門では、新たに姫路市市民センター6か所の受託を開始いたしましたが、コロナ禍による施設の休館や各種催しの中止が相次ぎました。加えて、宿泊・レジャー施設では飲食・会合などが減少しました。

以上の結果、売上高は前年同期比4百万円(△0.2%)減の3,003百万円となり、営業利益は休業手当の支給等により前年同期比42百万円(△17.2%)減の203百万円となりました。

## 不動産業

賃貸部門では、商業施設についてはコロナ禍による賃料の値下げ要請や本社ビル1階改装工事に伴う解約などがありました。オフィスビルについても減額や解約がありましたが、2020年3月および2020年8月に取得した賃貸マンション2物件の収入が寄与しました。

住宅部門の販売戸数では、建売住宅は増加しましたが、対面営業ができなかったことが影響し注文住宅では減少しました。

建設部門では、公共事業やこども園舎新築工事の受注がありました。

建物管理・清掃部門では、取引先のホテル等の稼働が低迷しましたが、姫路城の清掃を獲得し、また、消毒作業などの新たな受注がありました。

以上の結果、売上高は前年同期比102百万円(2.0%)増の5,263百万円となり、営業利益は前年同期比5百万円(0.4%)増の1,480百万円となりました。

## レジャーサービス業

ツタヤFC部門は、巣ごもり需要に加え、コミックのヒット作もあり書籍売上が好調に推移しました。

飲食部門では、不採算店舗2店舗を閉店したほか、休業や時短営業により、既存店収入が大きく減少しました。

サービスエリア部門についても高速道路通行量の大幅な減少の影響を受けました。

以上の結果、売上高は前年同期比1,651百万円(△29.7%)減の3,917百万円となり営業損益は前年同期比368百万円悪化し、323百万円の損失となりました。

## 旅行貸切業

旅行部門では、GoToトラベルキャンペーン期間中は国内バスツアー等で一時的に需要が大きく回復いたしましたが、訪日外国人向けバスツアーが皆無となったほか、消費者のマインドが旅行に向かず、学校や老人会等団体旅行の中止や延期など、バスを使った団体旅行を得意とする当社にとっては厳しい状況が続きました。

貸切バス部門においても一般団体旅行がほぼ消滅し、学生の修学旅行や野外活動の規模縮小など需要が低迷しました。

以上の結果、売上高は前年同期比2,758百万円(△66.9%)減の1,364百万円となり、営業損益は前年同期比1,068百万円悪化し、1,445百万円の損失となりました。

## その他事業

介護部門は、利用者の感染予防意識により、デイサービスの稼働が低下しました。サービス付き高齢者向け住宅は高稼働を維持しました。

広告部門は、解約やイベント自粛によるスポット受注の減少などがありましたが、提案型営業を強化し、自治体案件などを獲得できました。

ファミリーマートFC部門は、山陽姫路駅前店において外出自粛やリモートワークの影響により来店客数が減少しました。

化粧品部門は、営業自粛や顧客の感染予防意識があり、サロンへの来店客数が減少しました。

農業部門は、当社が取り扱う兵庫県内各地の新鮮野菜の直売店舗「バスの八百屋」を3店舗開業するとともに、県内数十か所のスーパー内に販売コーナーを設置しました。また、農作物の生産事業は終了いたしました。

以上の結果、売上高は前年同期比96百万円(△6.6%)減の1,364百万円となり、営業損益は前年同期比52百万円悪化し、56百万円の損失となりました。

- (注) 1. セグメント毎の売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高または振替高控除前の金額であります。
2. 当連結会計年度から報告セグメントの区分を変更しており、上記の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は5,436百万円で、その主なものは次のとおりであります。

自動車運送事業

- ・車両（乗合バス15両）
- ・車庫用地（神戸市、姫路市）

不動産業

- ・賃貸用不動産（LAURO豊里他）
- ・本社ビル耐震工事

## (3) 資金調達の状況

当社グループではCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入し、当社および当社グループ会社13社の資金調達および運用を一元管理することにより、グループ内資金の効率化を図っております。

なお、当連結会計年度の借入金残高は4,417百万円で、前期末に比べ3,802百万円増加いたしました。

## (4) 重要な組織再編等の状況

- ①当社子会社の神姫観光バス株式会社は、2020年4月1日付で、神姫観光株式会社に商号を変更しております。また、同社は2020年5月1日を効力発生日として、当社子会社の神姫観光ホールディングス株式会社および神姫バスツアーズ株式会社を吸収合併しております。
- ②当社子会社の舞子神姫タクシー株式会社は、2020年5月19日を効力発生日として、山陽タクシー株式会社に事業を譲渡し、2020年5月31日付で解散いたしました。なお、同社は2020年9月29日に清算終了いたしました。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第135期 (2018年3月期)	第136期 (2019年3月期)	第137期 (2020年3月期)	第138期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高 (百万円)	44,562	45,889	45,076	35,669
経常利益または経常 損 失 (△) (百万円)	2,821	2,567	2,224	△1,314
親会社株主に帰属する 当期純利益または親会 社株主に帰属する当期 純 損 失 (△) (百万円)	1,579	1,749	993	△2,167
1株当たり当期純利 益 または 1株当たり当期純損 失 (△) (円)	262.17	290.55	164.99	△359.94
総 資 産 (百万円)	57,371	56,638	56,287	57,142
純 資 産 (百万円)	42,102	42,915	43,161	41,071
1株当たり純資産額 (円)	6,986.55	7,121.77	7,162.92	6,816.37

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式の総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式の総数および期末発行済株式の総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

## (6) 対処すべき課題

当社の喫緊の課題は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による様々な制限の中で、当社過去最大の損失を計上した2021年3月期からV字回復を果たすことです。

このコロナ禍を受け、昨年度に引き続き、当社グループは不採算部門の整理や徹底的な費用の見直しを実施するとともに不急な設備投資を抑制しながらも、従業員の雇用を確保し、事業の繁閑に応じて出向や異動などグループ会社間の柔軟な人事を行い、人的資源の効率的な運用による収支改善策を継続してまいります。

一方、コロナ禍前以上に当社が飛躍するための投資や社会課題の解決に向けた様々な取り組みは実施してまいります。

自動車運送事業では、乗合バス部門において、本年6月に神戸市ポートアイランドに新たな営業所を開設し、4月より運行を開始している連節バス「PortLoop」の増強を図り、三宮中心部～ウォーターフロント間の回遊性を高めるほか、県内各地から三宮までのアクセスを強化してまいります。

人口減少が比較的大きな地域においては、中量輸送を担うバスとコミュニティバスやその他の交通手段との組み合わせにより地域の皆様の足を確保してまいります。また、自動運転バスや超小型モビリティなど様々な移動手段の実証実験を国、自治体等と共同で取り組んでまいります。加えて、移動を通じて高齢者等の健康的な暮らしを支えるためにフレイル(虚弱)予防への取組も開始しました。

今後も安定した利益が見込める不動産業は、さらに注力すべきと考え新たな収益物件の取得に努めるとともに、自社用地の開発やリノベーション物件の取得・販売、管理物件数の拡大などに努めます。

レジャーサービス業や旅行貸切業について、新型コロナワクチン接種による集団免疫獲得後の需要回復までは、雌伏の期間と考え、コスト削減と将来に向けた人的投資に努めてまいります。レジャーサービス業では、飲食部門においては店舗のスクラップアンドビルドを基本に各店舗の改善策の実施をスピーディーに行います。旅行貸切業では、固定費率の大きい貸切バス部門において、減車や乗務員のグループ内外への出向など固定費の削減を継続するとともに、学生輸送や自治体のワクチン接種用バスなどの受注を推進してまいります。旅行部門においては、地域コンテンツの発掘とツアー造成など、地元自治体との連携を図った取り組みを増やしてまいります。

以上、非常に厳しい経営環境ですが、株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

## (7) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
神姫フードサービス株式会社	50	100	飲食業および売店業
神 姫 産 業 株 式 会 社	30	99.4	自動車部品販売
神 姫 商 工 株 式 会 社	50	100	自動車修理、保険代理店業および 自動車販売業
株 式 会 社 ホ ー プ	50	100	自家用自動車の運転・保守管理お よび経営受託
神 姫 観 光 株 式 会 社	50	100	旅行業および一般貸切旅客自動車運 送事業
神 姫 バ ス 不 動 産 株 式 会 社	30	100	不動産業、建設業および清掃・警備

(注) 株式会社ホープは、2021年4月1日付けで、神姫トラストホープ株式会社に変更しております。

## (8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業の種類別セグメント	主 要 な 事 業 内 容
<b>輸 送 サ ー ビ ス 事 業</b> 自 動 車 運 送 事 業	一般乗合・一般乗用・特定旅客運送、郵便物・一般貨物運送、一般乗合受託、索道
<b>自 動 車 関 連 サ ー ビ ス 事 業</b> 車 両 物 販 ・ 整 備 業	自動車販売、部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理
<b>生 活 サ ー ビ ス 事 業</b> 業 務 受 託 事 業 不 動 産 業 レ ジ ャ ー サ ー ビ ス 業 旅 行 貸 切 業 そ の 他 事 業	自家用自動車の運転・保守管理、経営受託 建設、土地・建物の売買、賃貸、仲介および管理、清掃・警備 飲食、ツタヤFC 旅行、一般貸切旅客運送 化粧品等の物品販売、広告代理、コンビニエンスストア、農業、介護

(9) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社

本 社	姫路市西駅前町
輸 送 サ ー ビ ス 事 業 ( 自 動 車 運 送 事 業 )	姫路営業所 (姫路市)、明石営業所 (神戸市)、三田営業所 (三田市)

② 子会社

自動車関連サービス事業	神姫商工株式会社 (姫路市)、神姫産業株式会社 (神戸市)
生 活 サ ー ビ ス 事 業	神姫フードサービス株式会社 (姫路市)、株式会社ホープ (姫路市)、 神姫バス不動産株式会社 (姫路市)、神姫観光株式会社 (姫路市)

(注) 株式会社ホープは、2021年4月1日付で、神姫トラストホープ株式会社に変更しております。

(10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
3,158名	135名減

(注) 従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,589名	37名減	47.8歳	10.7年

(注) 従業員数には、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,998百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	390百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	380百万円
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	374百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,172,000株
- (3) 株主数 3,146名（前事業年度末比40名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
阪 神 電 気 鉄 道 株 式 会 社	590 千株	9.8 %
株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託□）	440	7.3
神 姫 バ ス 従 業 員 持 株 会	117	1.9
三 菱 ふ そ う ト ラ ッ ク ・ バ ス 株 式 会 社	95	1.6
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	71	1.2
播 州 信 用 金 庫	60	1.0
姫 路 信 用 金 庫	60	1.0
グ ロ ー リ ー 株 式 会 社	60	1.0
横 浜 ゴ ム 株 式 会 社	60	1.0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	56	0.9

- (注) 1. 持株比率は自己株式（150,225株）を控除して算出しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行の持株数440千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に35千株保有しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
長尾 真	代表取締役社長	山陽電気鉄道株式会社 取締役 公益社団法人兵庫県バス協会 会長
丸山 明則	代表取締役専務取締役 総括・事業戦略部・真結・地域マーケティング部・次世代モビリティ推進室・東京オフィス担当	公益社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長
上門 一裕	取締役	山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長
坂井 信也	取締役	レンゴー株式会社 取締役
藤岡 資正	取締役	明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科 専任教授
殿村 美樹	取締役	株式会社TMオフィス 代表取締役
伊藤 克也	取締役総務部担当	
横山 忠昭	取締役バス事業部担当	
小林 健一	取締役経営企画部・乗合子会社新サービス推進室担当	
井村 在宏	取締役人事部担当	しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長
森澤 徹	常勤監査役	
三枝 輝行	監査役	株式会社サエグサ流通研究所 代表取締役社長
澤田 恒	監査役	澤田・中上・森法律事務所主宰 弁護士 和田興産株式会社 取締役（監査等委員）
石田 昭二	監査役	

- (注) 1. 取締役のうち上門一裕氏、坂井信也氏、藤岡資正氏および殿村美樹氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち三枝輝行氏、澤田 恒氏および石田昭二氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役石田昭二氏は、長年銀行に勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 取締役のうち上門一裕氏、坂井信也氏、藤岡資正氏および殿村美樹氏ならびに監査役のうち三枝輝行氏、澤田 恒氏および石田昭二氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

① 当事業年度中に就任または退任した取締役

【就任】

氏名	就任日	就任日時点の地位・担当
殿村 美樹	2020年6月25日	社外取締役
井村 在宏	2020年6月25日	取締役人事部長、人事部担当

【退任】

氏名	退任日	退任事由	退任日時点の地位・担当
坪田 一夫	2020年6月25日	任期満了	常務取締役 真結・地域マーケティング部・インバウンド事業統括室・東京オフィス担当
瀧川 博司	2020年6月25日	任期満了	取締役

② 当事業年度中の取締役の地位、担当の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
丸山 明則	代表取締役・専務取締役 総括、事業戦略部・真結・ 地域マーケティング部・ インバウンド事業統括 室・次世代モビリティ推 進室・東京オフィス担当	代表取締役・専務取締役 総括、バス事業部・事業 戦略部・次世代モビリテ ィ推進室担当	2020年6月25日
	代表取締役・専務取締役 総括、事業戦略部・真結・ 地域マーケティング部・ 次世代モビリティ推 進室・東京オフィス担当	代表取締役・専務取締役 総括、事業戦略部・真結・ 地域マーケティング部・ インバウンド事業統括 室・次世代モビリティ推 進室・東京オフィス担当	2020年9月1日
坪田 一夫	常務取締役 真結・地域マーケティング 部・インバウンド事業統括 室・東京オフィス担当	常務取締役 地域マーケティング部・ インバウンド事業統括 室・大阪マーケティング 室・東京オフィス担当、 神戸事業本部長	2020年4月1日
伊藤 克也	取締役総務部長 総務部担当	取締役総務部長 総務部・人事部担当	2020年6月25日
横山 忠昭	取締役バス事業部長 バス事業部担当	取締役バス事業部長	2020年6月25日
小林 健一	取締役経営企画部長 経営企画部・乗合子会社 新サービス推進室担当	取締役経営企画部長 経営企画部担当	2020年9月1日

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である上門一裕氏、坂井信也氏、藤岡資正氏および殿村美樹氏の4名ならびに監査役である森澤徹氏、三枝輝行氏、澤田恒氏および石田昭二氏の4名は、当社定款第27条および第35条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および監査役ともに500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、これら役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

### (5) 取締役および監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社は中長期的な視点による経営が重要であると考え、持続的な企業価値の向上を重視することを基本としながらも、単年度業績の向上の追及にも配慮したインセンティブが機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

## 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬額については株主総会で承認された報酬総額の範囲内で取締役会の決議により決定する。取締役会は個人別の報酬額の決定について取締役社長に委任することができる。ただし、取締役社長は役員報酬内規に定める配分基準を参考にして決定する。業務執行取締役の基本報酬は毎月同額とし、役職位、職責に応じて同業他社や近隣上場企業の水準、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

## 3. 業績連動報酬の内容およびその額の算定方法に関する方針

業務執行取締役に支給する業績連動報酬は当該事業年度の個別当期純利益に連動した現金報酬とし、年1回各事業年度の業績確定後に支給する。業績連動報酬の算定方法は以下のとおりとする。

- (1) 業績連動報酬の総額は当該事業年度の個別当期純利益に3.5%を乗じた額(百万円未満切り捨て)とし、40百万円を超えない金額とする。
- (2) 当期純利益が300百万円未満の場合、業績連動報酬は支払わない。
- (3) 各業務執行取締役への支給配分は役職位別とし、各役職位別の支給配分は上記(1)で算定された業績連動報酬の総額に下記(4)に定める役職位別係数を乗じ、業務執行取締役の係数で除した金額(千円未満切り捨て)とする。
- (4) 役職位別の係数は取締役会長1.000、取締役社長1.000、専務取締役0.739、常務取締役0.454、取締役0.224とする。
- (5) 各業務執行取締役に支給する額はそれぞれ取締役会長17百万円、取締役社長17百万円、専務取締役13百万円、常務取締役8百万円、取締役4百万円を超えない金額とする。

## 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は1. 基本方針のとおり持続的な企業価値の向上を重視するも、単年度業績の向上の追求にも配慮している。よって、業績連動報酬に過度に重点を置かない報酬体系とするも、経営の責任度合いに応じて、上位の役職位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。

業務執行取締役の役職位別の報酬割合については、当社は役員報酬内規および常勤取締役賞与支給規程それぞれに定める支給方法を採用し、業績連動報酬の配分が個別当期純利益および役員数により変動するが、おおむね以下のとおりとする。

役職位	基本報酬	業績連動報酬
取締役会長・取締役社長	70%	30%
専務取締役	75%	25%
常務取締役	80%	20%
取締役	85%	15%

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	12名 (4)	99百万円 (23)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	38 (18)
計 (うち社外役員)	16 (7)	137 (41)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、2020年6月25日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2020年6月25日開催の第137回定時株主総会において年額240百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名(うち、社外取締役は4名)です。
4. 監査役の報酬限度額は、2011年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長長尾 真に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
6. 上記のほか、2011年6月29日開催の第128回定時株主総会決議に基づき、2020年6月25日開催の第137回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。  
(取締役 2名 9百万円)
7. 当事業年度において、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は、1名0百万円であります。
8. 新型コロナウイルスの影響による業績の低迷を受け、常勤役員の報酬額を役職位に応じて減額しております。
9. 当事業年度に係る業績連動報酬は、不支給予定です。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等（2021年3月31日現在）

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況	関 係
社 外 取 締 役	上 門 一 裕	山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長	競業関係
	坂 井 信 也	該当事項はありません。	
	藤 岡 資 正	該当事項はありません。	
	殿 村 美 樹	株式会社TMオフィス 代表取締役	—
社 外 監 査 役	三 枝 輝 行	株式会社サエグサ流通研究所 代表取締役社長	—
	澤 田 恒	該当事項はありません。	
	石 田 昭 二	該当事項はありません。	

②他の法人等の社外役員の兼職状況等（2021年3月31日現在）

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況	関 係
社 外 取 締 役	上 門 一 裕	該当事項はありません。	
	坂 井 信 也	レンゴー株式会社 社外取締役	—
	藤 岡 資 正	該当事項はありません。	
	殿 村 美 樹	該当事項はありません。	
社 外 監 査 役	三 枝 輝 行	該当事項はありません。	
	澤 田 恒	和田興産株式会社 社外取締役（監査等委員）	—
	石 田 昭 二	該当事項はありません。	

### ③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	上 門 一 裕	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、主に交通事業に携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	坂 井 信 也	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、主に交通事業に携わる企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	藤 岡 資 正	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、主に会計・経営学の専門家としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	殿 村 美 樹	当事業年度において、2020年6月25日に取締役に就任してから開催された取締役会11回すべてに出席し、主に地方創生・地域ブランド戦略について企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 監 査 役	三 枝 輝 行	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会18回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	澤 田 恒	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会18回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	石 田 昭 二	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会18回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

---

(注) 本事業報告では、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,159</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,174</b>
現金および預金	5,940	支払手形および買掛金	1,207
受取手形および売掛金	4,968	1年内返済予定の長期借入金	626
有 価 証 券	40	リ ー ス 債 務	323
商品および製品	597	未 払 金	2,597
仕 掛 品	143	未 払 法 人 税 等	150
原材料および貯蔵品	105	未 払 消 費 税 等	221
分 譲 土 地 建 物	537	賞 与 引 当 金	897
そ の 他	829	役 員 賞 与 引 当 金	53
貸 倒 引 当 金	△3	過年度雑収計上旅行券引当金	23
<b>固 定 資 産</b>	<b>43,982</b>	そ の 他	2,072
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>36,702</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,896</b>
建物および構築物	10,186	長 期 借 入 金	3,791
機械装置および工具器具備品	534	リ ー ス 債 務	410
車 両	2,552	繰 延 税 金 負 債	539
土 地	21,993	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	26
リ ー ス 資 産	500	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	16
建 設 仮 勘 定	933	退 職 給 付 に 係 る 負 債	990
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>380</b>	そ の 他	2,122
そ の 他	380	<b>負 債 合 計</b>	<b>16,071</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>6,900</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	3,462	<b>株 主 資 本</b>	<b>39,799</b>
退職給付に係る資産	1,327	資 本 本 金	3,140
繰延税金資産	332	資 本 剰 余 金	2,235
そ の 他	1,816	利 益 剰 余 金	34,874
貸 倒 引 当 金	△38	自 己 株 式	△450
<b>資 産 合 計</b>	<b>57,142</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,246</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,214
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△2
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	35
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>25</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>41,071</b>
		<b>負 債 お よ び 純 資 産 合 計</b>	<b>57,142</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	35,669		
販売費	29,232		
営業	6,436		
受取	8,703		
仕入	2,266		
助成		76	
その他		23	
		889	
		89	1,078
支持		6	
固定		40	
関係		8	
関係		5	
投資		16	
その他		15	
		36	126
特別			1,314
車		114	
投資		153	
等		11	
価		5	
購入			
証券			
譲			
の			
補			
助			
却			
金			
益			
益			
他			
			283
特別			
固定		157	
減		101	
関係		468	
係		5	
係		32	
		1	
			766
税金			1,797
法人		356	
税		14	
人			370
税			
等			
調整			
前			
当期			
純			
損			
失			
			2,168
非			0
支配			
株			
主			
に			
帰			
属			
する			
当期			
純			
損			
失			
			2,167

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,307</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>13,028</b>
現金および預金	3,738	1年内返済予定の長期借入金	626
売掛金	2,634	リース債務	5
商品	357	未払金	1,496
原材料および貯蔵品	75	前受金	1,276
前払費用	40	預り金	8,929
短期貸付金	1,074	賞与引当金	478
未収還付法人税等	205	その他の	215
その他の	184	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,886</b>
貸倒引当金	△0	長期借入金	3,061
<b>固 定 資 産</b>	<b>37,926</b>	リース債務	27
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>31,872</b>	繰延税金負債	486
建物	8,897	関係会社事業損失引当金	16
構築物	390	退職給付引当金	204
機械装置および工具器具備品	337	受入保証金	1,928
車	2,221	その他の	161
土地	19,244	<b>負 債 合 計</b>	<b>18,915</b>
リース資産	30	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	750	<b>株 主 資 本</b>	<b>26,190</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>326</b>	資本金	3,140
その他の	326	資本剰余金	2,235
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>5,727</b>	資本準備金	2,235
投資有価証券	2,256	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>21,265</b>
関係会社株式	623	利益準備金	307
長期貸付金	1,788	その他利益剰余金	20,957
前払年金費用	1,105	特別償却準備金	1
その他の	638	固定資産圧縮積立金	751
貸倒引当金	△685	別途積立金	11,395
<b>資 産 合 計</b>	<b>46,234</b>	繰越利益剰余金	8,809
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△450</b>
		評価・換算差額等	1,128
		その他有価証券評価差額金	1,128
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>27,318</b>
		<b>負債および純資産合計</b>	<b>46,234</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	17,681
売上原価	16,267
売上総利益	1,414
販売費および一般管理費	2,432
営業外収益	1,017
受取利息および配当金	175
助成金の収入	84
その他の収入	42
営業外費用	302
支払利息	22
固定資産除却損	6
関係会社貸倒引当金繰入額	465
関係会社事業損失引当金繰入額	16
その他の損失	20
経常利益	530
特別利益	1,246
車両等購入補助金	34
関係会社清算益	105
関係会社株式売却益	404
投資有価証券売却益	151
特別損失	696
固定資産除却損	157
固定資産圧縮損	29
減損損失	19
関係会社株式評価損	11
税引前当期純損失	218
法人税、住民税および事業税	767
法人税等調整額	26
当期純損失	△120
	△94
	673

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

神姫バス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野尚弥 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原裕幸 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神姫バス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

招集  
ご通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

神姫バス株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野尚弥 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗原裕幸 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神姫バス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

神 姫 バ ス 株 式 会 社      監 査 役 会

常勤監査役      森澤 徹 ㊞

監 査 役      三枝輝行 ㊞

監 査 役      澤田 恒 ㊞

監 査 役      石田昭二 ㊞

(注) 監査役 三枝輝行、監査役 澤田 恒及び監査役 石田昭二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営環境の変化や将来の事業展開等に対応し得る経営基盤の強化のための内部留保や収益見通し等を総合的に勘案し、株主の皆様への長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

中間配当につきましては、手元流動性を確保し、安定した財務状態を保つために見送らせていただきましたが、第138期の期末配当につきましては、1株につき17円50銭とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき 金17円50銭  
総額105,381,063円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月28日

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 第2号議案 買収防衛策一部変更・継続の件

当社は、2006年6月29日開催の第123回定時株主総会（以下、「第123回定時総会」といいます。）において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）が20%以上となることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）への対応方針（以下、「当初対応方針」といいます。）を導入し、その後、直近では2018年6月28日開催の第135回定時株主総会（以下、「第135回定時総会」といいます。）において、「買収防衛策一部変更・継続の件」をご承認いただき、当初対応方針の内容を一部変更した上で現在に至っております（以下、第135回定時総会決議による継続後の当該対応方針を「現対応方針」といいます。）。

現対応方針の有効期間は、本定時株主総会までとなっておりますが、当社は、現対応方針継続後、これまでの間、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、現対応方針の見直しを含めた検討を続けてまいりました。

その結果、当社における「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づき、株主、お客様、地域住民、取引先、従業員といった、すべてのステークホルダーの皆様との永続的な共働関係を築きながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めるための施策のひとつとして、大規模買付行為への対応策を引き続き定めておくことが必要不可欠であるとの結論に至り、2021年5月14日開催の当社取締役会において、当社の基本方針の実現に資する特別な取組みの一部変更、現対応方針の表現及び字句等を一部変更の上、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（以下、変更後の当該対応方針を「本対応方針」といいます。）を継続することを決議いたしましたので、継続のご承認をお願いいたしたく存じます。

本対応方針は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得た時点で効力が発生します。

なお、本対応方針の継続を決定した当社取締役会においては、社外取締役4名を含む当社取締役10名が出席し、本対応方針の継続について出席した全取締役が賛成するとともに、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が出席し、本対応方針の継続に賛同しております。

また、当該取締役会で本対応方針の継続を決定した時点において、当社に対して具体的な大規模買付行為の提案又は当社の企業価値を毀損するような大規模買付行為がなされているといった事実は認識しておりません。

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、特定株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、下記Ⅱ. 1.の「当社の企業価値の源泉」を十分に理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させることを可能とする者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることとなります。

近時の資本市場においても、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しうる程度の大規模な株券等の買付行為等を強行するといった事態も生じています。今後もこうした大規模な株券等の買付行為等が行われることが十分に想定されます。

このようなりスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、大規模買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、大規模買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する大規模買付行為の提案がなされていない時点において、予めそうした提案への対応策を導入しておくことが必要であると判断しております。

このように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することのない大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、当社は、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えます。

## Ⅱ. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識した上で、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、①積極的な増収・増益策の実施、②コスト管理の強化、③経営資源の有効活用を推進し、かつCSR（企業の社会的責任）を果たすために、(a)法令順守（コンプライアンス）、(b)危機管理、(c)雇用維持、(d)CD（顧客感動）、(e)環境対策及び社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。

具体的には、以下の施策を推進しております。

(1)生活路線の可能な限りの維持を基本とするも、効率化を図るための不採算路線の整理・縮小と採算の見込める路線への輸送力シフト

①不採算地域一括でのコミュニティバス、管理の委託化、分社化の推進

②神戸市中心部への短絡ルート線の充実と同地での路線網の充実

③公営バスからの路線譲受け、管理受託

④連節バスの増強

(2)適正な賃金レベル・労働条件の維持

(3)CS（顧客満足）から更に進んだCD（顧客感動）の実現

①車両及び搭載機器の更新

②全従業員を対象とした接客サービス向上研修の継続実施

③自社施設での運転技術向上のための教育

また、当社グループにおけるバス事業以外のその他の事業については、旅行貸切、飲食、レジャー、不動産賃貸、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。

具体的には、以下の施策を推進しております。

(1)旅行形態の個人・小グループ化に合わせた旅行商品の企画造成

(2)サービス事業でのM&A、FC加盟等による新規分野への進出、産官学連携、海外進出による事業領域の拡大

(3)不動産物件取得による安定収益確保

(4)自治体等の施設の運営受託又は施設譲受け、及び地域活性化支援事業の推進

以上を骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高及び経常利益の増大、事業の選択と集中、及び不要不急の資産の売却・活用による借入額の抑制等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社を中核とする神姫バスグループが、その企業理念とバス事業者としての公共的使命及びこれらを背景とするビジョンに基づき企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るためには、中核事業であるバス事業の健全経営によって生み出される信用とその知名度を生かして、地域との深い関わりを基盤とした事業展開を推進し、既存事業の周辺事業・派生事業を中心に事業の拡充を図ることが必要不可欠と考えます。今後もこの方針を継続し、事業ポートフォリオを拡充させていくことで、外的な要因によって経営に不安定要素が生じるリスクを分散させることを目指しております。また、当社の事業計画は、1995年度から開始した3年単位の中期経営計画によって遂行されており、現在は第9次計画の途中にあたりますが、特に当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営が必要であり、これらこそが企業価値の源泉であると考えております。

## 2. コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

具体的には、第123回定時総会において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役10名のうち、4名については独立性を有する社外取締役としており、いずれも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

さらに、当社は、監査役会を設置しておりますが、2007年6月28日より、従来の常勤監査役1名及び社外監査役2名の計3名体制から、社外監査役を1名増員し、常勤監査役1名及び社外監査役3名の計4名体制に変更し、監査機能の強化を図っております。なお、社外監査役3名についても独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

また、2021年4月27日には、新たに、委員の過半数を独立社外役員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役、監査役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明化及び客観性を担保することによって、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図りました。

このように、当社は、コーポレートガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本対応方針の継続の目的

(1) 当社取締役会は、当社が上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為、とりわけ限られた時間内で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかでない状況下において、公開買付けの内容には満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が不本意な形で大規模買付行為に応じて保有する株式を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上強要される事態も想定されます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同するか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、及び②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。

(2) さらに、当社取締役会といたしましては、昨今の市場における大規模買付行為の実態を考えますと、公開買付け以外の方法によって当社株券等の買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、大規模買付行為を行うにあたり、当社取締役会の同意を得ることを求めることとし、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採る必要があると考えております。また、当社取締役会としては、株主共同の利益を守るために、大規模買付者により行われる大規模買付行為に関して十分な情報等の取得に努め、これらの情報を株主の皆様にご提供することを通じて、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことに役立てるよう努力することが必要であると考えております。

(3) 以上のとおり、大規模買付行為は、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上にとり、重大な影響を有することから、上記Ⅰ.の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を踏まえた対応方針をあらかじめ明確にしておくことが株主共同の利益の確保・向上を図ることに資すると考え、本対応方針を継続するものであります。

## 2. 本対応方針の概要

(手続の流れの詳細は以下のとおりですが、概要を理解いただくため、添付資料1の「大規模買付ルールの概要」と題する書面もあわせてご参照下さい。)

### (1) 大規模買付ルールの内容

#### ア. 大規模買付ルール

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。

大規模買付行為のうち、限られた期間内で大規模買付行為に応じるか否かの判断を行う必要がある公開買付けについては、株主の皆様に必要なかつ十分な情報をご提供し、大規模買付行為の是非を直接的にご判断いただく機会として株主総会を開催するため、また、当社取締役会が買付提案に対する代替案の立案等を行う時間的余裕に乏しく、当社取締役会から株主の皆様に対する十分な情報提供が行われないという事態や熟慮期間が確保されないという事態を可及的に防止し、株主共同の利益の確保・向上を実現するため、その時点において有効な法令上の最長期間を公開買付期間として要請することが合理的であると考えております。また、公開買付け以外の方法による大規模買付行為についても、当該大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様のご判断に委ねられているものの、かかる判断を行うために、当社取締役会として、株主の皆様のために、可能な限り大規模買付行為に関して十分な情報提供をするなどの対応を採る必要があると考えております。

そこで、当社取締役会は、本定時株主総会において、本対応方針の継続に関する議案について、株主の皆様からのご承認が得られることを条件として、大規模買付行為に関して以下の大規模買付ルールを設定し、大規模買付者に対して、当該大規模買付ルールに従って買付けを行うことを求めることといたします。

#### 【大規模買付ルール】

- ① 大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。
- ② 大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合又は結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

## イ. 大規模買付情報の確保への当社取締役会の活動

当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付ルール<sup>①</sup>の順守の有無にかかわらず、大規模買付者から大規模買付者及び大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）取得した当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。また、当社取締役会は、その意見及び代替案の検討のために、弁護士、公認会計士又は学識経験者等の公正な外部専門家（以下、これらの外部専門家を総称して「外部専門家」といいます。）の意見、助言等を得るよう努めるものとします。

特に、大規模買付ルール<sup>①</sup>に従って、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、株主の皆様への情報提供として、大規模買付者から、下記(2)ア.に基づいて開催される株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくこととします（ただし、当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、又は取得した大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には、以下の当社ウェブサイトにて、当該大規模買付情報を開示する場合があります。）。また、株主総会開催日の概ね30日前を経過後に提供された大規模買付情報については、随時、当社ウェブサイトにて開示することといたします。

なお、当社取締役会としては、大規模買付情報として、以下のような情報を取得することを考えております。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.shinkibus.co.jp/>

### 【大規模買付情報の例】

- ① 大規模買付者の詳細
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③ 買付対価の算定根拠
- ④ 買付対価の資金の裏付け
- ⑤ 大規模買付行為完了後の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策等
- ⑥ 大規模買付行為完了後の当社の従業員、取引先、顧客、地域社会等当社の利害に係る者の処遇
- ⑦ その他、当社取締役会が必要と判断した情報

当社取締役会としては、大規模買付情報の取得及び大規模買付者との交渉等に努め、また、外部専門家の意見、助言等も参考にした上で、取得した情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会としての意見及び代替案等を株主の皆様にご提示します。

特に、大規模買付ルールが順守され、下記(2)ア.に従って、当社株主総会が開催される場合には、株主総会開催日までに、取締役会としての意見及び代替案等を株主の皆様にご提示いたします。なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の充分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではありません。例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルール①に従って、公開買付けが実施された場合には、当社株主総会の判断に基づいて対抗措置の発動の要否が判断されることになり、提供された大規模買付情報が不十分であるとの理由に基づいて当社取締役会の判断のみによって対抗措置を発動するといった、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることとなります。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

### ア. 公開買付けによる大規模買付行為である場合

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為（当社取締役会の同意を得ることなく行われた公開買付けの方法による大規模買付行為を指すものとし、(2)ア.においては同じとします。）によって、当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要され、不本意な形で大規模買付行為に応じ、保有する株式を売却せざるを得ない事態を可及的に防止するために、公開買付期間満了前に株主総会を開催いたします。当社取締役会は、当該株主総会において、大規模買付者及び当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付者から新株予約権を承継した者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「大規模買付者等」といいます。）のみ行使することができないという内容の行使条件及び大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を、決議の対象として上程いたします。

株主の皆様には、当該大規模買付行為に関する買付提案及び当社取締役会が外部専門家の意見、助言等も参考にした上で提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮いただいた上で、株主総会において、大規模買付行為に対する賛否の意思を新株予約権無償割当ての議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。すなわち、当社取締役会の代替案に賛成する、あるいは、大規模買付行為に反対若しくは賛同できない株主の皆様には、新株予約権無償割当ての議案に賛成していただくこととなります。

具体的な手続としては、大規模買付行為が行われた場合、当社取締役会は、一定の基準日を前提に、株主総会で議決権を行使することのできる株主様を確定いたします。なお、株主の皆様が大規模買付行為の是非を判断していただく必要があるため、当該株主総会は公開買付期間満了前に開催することといたします。

当社取締役会の代替案に賛成する、あるいは、大規模買付行為に反対若しくは賛同できない株主様が一定数を超え、株主総会に出席された議決権を行使することができる株主様の議決権の過半数をもって、大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案が承認された場合は、大規模買付者等のみが行使できないという内容の行使条件及び大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、基準日時点における株主の皆様は無償で割り当てられることとなります（割り当てられる新株予約権の概要につきましては添付資料2をご参照下さい。）。

これに対し、基準日時点における株主の皆様が新株予約権の無償割当てに関する議案を否決された場合、すなわち、大規模買付者による大規模買付行為を是認した場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを行うことができません。

当社取締役会は、以上のように株主総会を開催し、株主の皆様が大規模買付行為の是非をご判断いただくために、株主総会の開催日までの間、大規模買付行為者から情報を取得し、取締役会としての意見の集約に努めてまいります。

なお、大規模買付情報の提供については、上記(1)イ.のとおり、株主総会開催日の概ね30日前までに大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報については、株主総会招集通知に同封の上、送付させていただきますが、招集通知に同封することが困難であると当社取締役会が判断した場合、又は株主総会開催日の概ね30日前を経過後に受領した大規模買付情報については、当社のウェブサイトにて開示いたします。その他、大規模買付情報については、株主総会当日における資料提供又は口頭による説明を行うこともございます。

#### イ. 公開買付け以外の方法による大規模買付行為である場合

大規模買付者が大規模買付ルール②を順守した場合、当社取締役会としては、株主の皆様に対して、それまでに受領した大規模買付情報を提供するほか、外部専門家の意見、助言等を得て、かかる意見、助言等も参考にした上で、当社取締役会としての意見及び代替案等をご提示いたしますが、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。株主の皆様には、大規模買付情報及び当社取締役会の意見等に基づいて、当該大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただきます。

### (3) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守しない場合、株主の皆様にご判断いただくことなく行われた公開買付けの方法による大規模買付行為の妥当性を直接ご判断いただく株主総会の開催が困難となります。また、大規模買付ルール②が順守されない場合、当社及び当社グループの事業特性を踏まえた上での十分な情報を確保し、当該情報に基づいて十分な分析を加えた上で、公開買付け以外の方法による大規模買付者による大規模買付行為の妥当性を株主の皆様にご判断いただくことは容易ではありません。

そこで、当社取締役会は、一定の基準日を設定した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行います。当該決議に基づいて、大規模買付者等のみが行使できないという内容の行使条件及び大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、基準日時点における株主の皆様に割り当てられます。

ただし、当社取締役会は、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、当該大規模買付行為について検討し、当該大規模買付行為が、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為であり、対抗措置の発動が必要でない又は相当でないと当社取締役会が合理的に判断した場合には、新株予約権の無償割当ては行わないものとします。ここで、「当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為」とは以下の(4)に定める条件の全てを満たす場合をいいます。

### (4) 「当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為」の条件

- ア. 真に当社の経営に参加する意思がある、あるいは株価を上げ高値で当社関係者に当社株券等を引き取らせる目的がないこと（いわゆるグリーンメーラーに該当しないこと）
- イ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的がないこと
- ウ. 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定がないこと
- エ. 当社の経営を一時的に支配して当社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる目的、及び一時的な高配当による株価の上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的がないこと
- オ. 大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の金額、種類及び内容、買付行為の時期、方法、違法性の有無及び実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分なものではなく、かつ不適切なものでもないこと

カ. 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等、株主の判断の機会及び自由を制約する買付行為に該当せず、事実上も、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがないこと（ただし、当社株券等の部分的公開買付けであることをもって当然に強圧的二段階買付行為等に該当すると判断するものではありません。）

キ. 大規模買付者による支配権の取得及び支配権の取得後における当社の従業員、顧客その他の利害関係者の処遇方針等により、株主はもとより、従業員、顧客その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損のおそれがなく、かつ当社の企業価値の維持及び向上を妨げるおそれがないこと

ク. 大規模買付者による買付後の経営方針及び事業計画等の内容が十分かつ適当であるため、運輸事業の安全性及び公共性並びに利用者の利益の確保に重大な支障をきたすおそれがないこと

- (5) 以上の手続に従って、株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が承認された場合又は当社取締役会において新株予約権の無償割当てに関する決議を行った場合であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為を中止又は撤回した場合もしくは対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値の向上については株主共同の利益の確保・向上の観点から発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、改めて検討し、当該大規模買付者の大規模買付行為が上記(4)ア.乃至ク.の全ての要件を満たし、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為に該当すると判断した場合には、発動した対抗措置の中止又は撤回等を決定する場合があります。当社取締役会が、対抗措置の中止又は撤回等の決定を行った場合には、当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

### 3. 本対応方針が株主の皆様および投資家に与える影響等

#### (1) 本対応方針の継続承認時に与える影響

本対応方針は、導入時点と同様、その継続が承認された時点においても新株予約権の発行自体を行いませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はございません。

なお、上記2.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社取締役会の対応方針が異なります。特に、大規模買付ルールに従って公開買付けが行われた場合には、一定の基準日を前提に株主総会を開催することになりますが、当該株主

総会において議決権を行使していただくためには、基準日までに当社株主として株主名簿に記録されている必要がありますのでご留意下さい。

## (2) 新株予約権の無償割当て時に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守したものの、株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が株主の皆様により承認された場合、あるいは、大規模買付者が大規模買付ルール①又は②を順守せず、当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権無償割当てに関する議案を承認した場合、新株予約権の無償割当てが行われることとなります。

かかる場合、基準日時点における株主の皆様に対して、当社取締役会又は株主総会が定めた一定の日を効力発生日として、その保有株式数に応じて新株予約権が無償で割り当てられることとなりますが、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社取締役会又は株主総会が別途定める一定の日において、当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得されれば、議決権比率が低下することはありません。他方、大規模買付者等については、当社による新株予約権の取得が行われないため、議決権比率及び持分の経済的価値は低下いたします。なお、上記2.(5)のとおり、当社取締役会又は株主総会の決議に基づいて新株予約権無償割当てがなされた場合であっても、その後の事情の変化により、大規模買付者等に対して対抗措置を発動する必要がなくなったと当社取締役会が合理的に判断した場合には、割り当てられた新株予約権全てを無償で当社が取得した上で、消却することがあります。かかる場合には議決権比率が低下することはありません。しかしながら、当社が大規模買付者等に対して対抗措置を発動し、新株予約権と引き換えに当社株式1株が交付されることを前提として株式の売買を行っていた株主の皆様には、株価の変動により経済的な損失が生じる可能性がございます。

## (3) 新株予約権の無償割当てに伴って必要となる手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会又は株主総会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続をしていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会又は株主総会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、株主名簿への記録が完了していない株主の皆様におかれましては、当該基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

なお、新株予約権の無償割当てを行った場合には、株主の皆様に対して、会社法第279条第2項に従って新株予約権の無償割当ての効力が発生した日後遅滞なく、新株予約権の内容等について通知いたします。

#### (4) 新株予約権の当社による取得に伴って必要となる手続

当社が、新株予約権を取得する場合は、当社取締役会又は株主総会が定めた一定の日に法定の手続に従って新株予約権が取得され、それと引き換えに当社株式1株が株主の皆様へ交付されることとなりますが、新株予約権を取得する際に、ご自身が大規模買付者等に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

#### (5) その他

上記(1)乃至(4)のほか、新株予約権の割当て方法、当社による新株予約権の取得方法等につきましては、当社取締役会又は株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案の承認決議が行われた後、株主の皆様に対して通知又は公表いたしますので、その内容をご確認下さい。

また、当社が大規模買付行為に対する対抗措置を講じることを決定した場合又は対抗措置の発動を決定した後に当該対抗措置の中止又は撤回等を決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

#### Ⅳ. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

##### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記Ⅱ.の「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

したがって、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### 2. 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

###### (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、及び②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、本対応方針は、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、一定の対抗措置を採ることとして、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

###### (2) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

###### ア. 株主の皆様の意思をより直接的に反映する仕組みであること

本対応方針は、(i)第123回定時総会において、買収防衛策に係る定款変更案及び当初対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、直近では第135回定時総会において、当初対応方針を一部変更の上で継続することについて、株主の皆様からご承認をいただき現在に至っております。さらに、本定時株主総会において、株主の皆様からご承認いただくことを本対応方針の継続の効力発生条件としており、本対応方針につき、株主の皆様が意思が反映される機会を保証しております。

また、(ii)大規模買付ルール①に従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗策を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

さらに、(iii)本対応方針の有効期間は、2024年に開催する当社の定時株主総会までとし、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。

これに加え、(iv)当社定款第41条(定款変更により条数が変更された場合には同条項に相当する条項とします。)に基づいて、当社取締役会は、いつでも本対応方針を廃止することができることから、本対応方針の有効期間中であっても株主の皆様の意向を反映できるものと考えております。

また、(v)当社では、第123回定時総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただき、取締役の任期を1年としています。そのため、2006年度以降、当該年度の定時株主総会の直後に開催される取締役会又はその後開催される取締役会において、随時、当初対応方針及び現対応方針の継続又は改廃について決議することができる仕組みが確保されておりました。また、現対応方針の継続が決議された2018年度以降も当該年度の定時株主総会の直後に開催される取締役会又はその後開催される取締役会において、随時、本対応方針の継続又は改廃について決議することができるとする同様の仕組みが確保されておりますので、取締役の選任を通じて株主の皆様の意向をより直接的に反映することができると考えております。

#### イ. 客観的合理的な要件の設置等、取締役会の恣意性を排除する措置がなされていること

本対応方針は、上記Ⅲ.2.(1)ア.に記載のとおり客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定しています。また、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、上記Ⅲ.2.(3)及び(4)に記載のとおり客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

#### ウ. デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記ア.に記載のとおり、当社取締役の任期は1年であり、本対応方針は、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続又は改廃の決議を行うことができます。

このように、本対応方針は、デッド・ハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)又はスロー・ハンド型買収防衛策(取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策)のいずれでもありません。

## エ. 買収防衛策に関する各指針等に適合していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、加えて、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえた内容になっております。

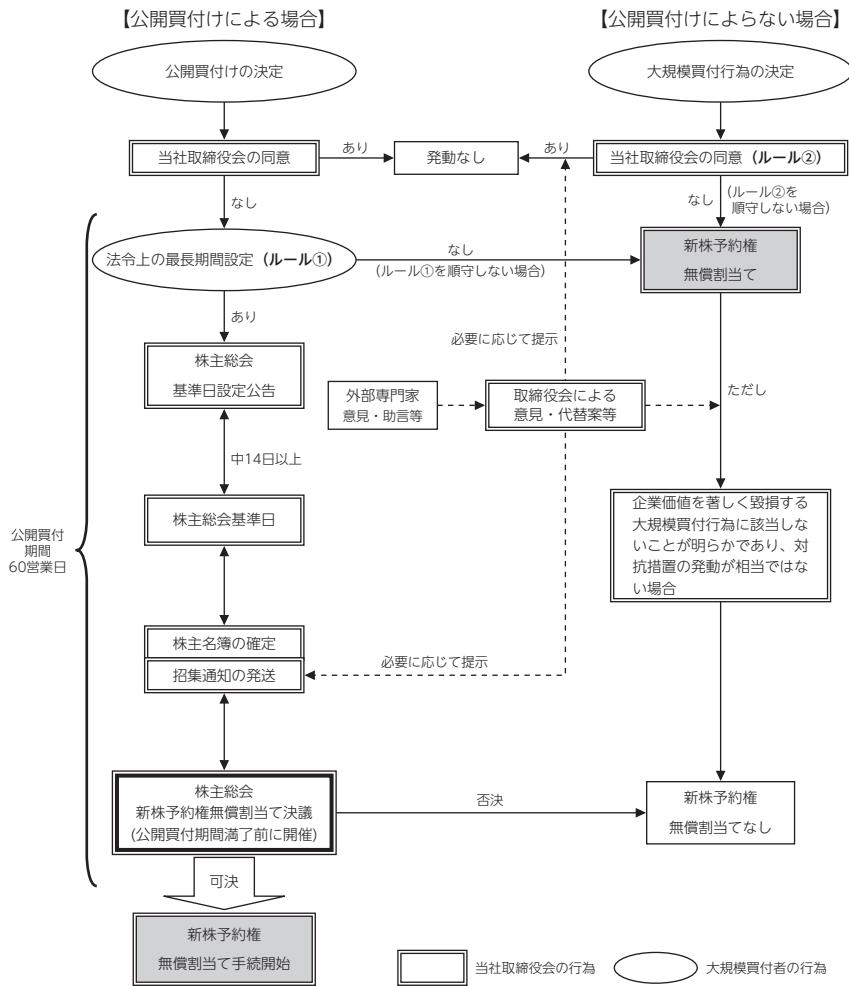
以上の理由により、当社取締役会は、上記Ⅲ.の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

このように、本対応方針は、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保・向上させる取組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものと考えておりますが、今後も法改正等の動向を踏まえて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、本対応方針の合理性をさらに高めていくための制度設計に尽力してまいります。

- (注1) 特定株主グループとは、
- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は
  - (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、特定株主グループが注1 (i) の場合には、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者及び共同保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとし、））、又は特定株主グループが注1 (ii) の場合には、当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとし、
- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

大規模買付ルール概要図

- 【大規模買付ルール】**
- ① 大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。
  - ② 大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合又は結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。



招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

新株予約権無償割当てをする場合の概要

1. 新株予約権の総数

新株予約権無償割当てに関する当社取締役会又は当社株主総会において定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社が保有する当社自己株式を除く。）と同数の新株予約権を割り当てるものとする。

2. 新株予約権の割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対して、その保有株式（ただし、当社の保有する当社自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てるものとする。

3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類は、当社普通株式とする。
- (2) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。ただし、新株予約権の発行後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、その他の場合においては、目的となる株式の数を調整するものとする。

4. 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会又は当社株主総会において別途定める。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は新株予約権の行使により発行される株式1株あたり1円以上で当社取締役会又は当社株主総会が定める金額とする。

6. 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当期日以降で当社取締役会又は当社株主総会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が銀行休業日に該当するときは、その後最初に到来する銀行営業日を最終日とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件

当社株主の中で、大規模買付者（大規模買付ルールを順守せず、かつ当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為の全ての条件を満たした大規模買付者を除く。以下、本項において同じ。）又は大規模買付者から新株予約権を承継した者（ただし、承継に関して当社取締役会の承認を得た者は除く。）もしくはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認められた者（以下、「大規模買付者等」という。）は新株予約権を行使することができないものとする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、上記6.に定める行使期間の開始日前日までの間いつでも、当社取締役会が新株予約権の取得を適切と認める場合には、当社取締役会が別途定める一定の日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社は、当社取締役会又は当社株主総会が別途定めた一定の日をもって、大規模買付者等が保有する新株予約権を除いて、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。なお、当社は、かかる取得の日以降、大規模買付者等以外の者が存在すると認める場合には、当社取締役会において、別途一定の日をもって、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することと引き換えに、当該一定の日の前日までに行使されていない新株予約権を取得することができる。

## 9. 譲渡制限

新株予約権は当社取締役会の承認がない限り譲渡できないものとする。

## 10. その他

上記のほか、新株予約権の行使条件等その他必要な事項については、当社取締役会又は当社株主総会において別途定めるものとする。

### 第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	長尾 真	代表取締役社長	再任
2	丸山 明則	代表取締役・専務取締役 総括、事業戦略部・真結・地域マーケティング部・次世代モビリティ推進室・東京オフィス担当	再任
3	上門 一裕	取締役	再任 社外 独立
4	藤岡 資正	取締役	再任 社外 独立
5	殿村 美樹	取締役	再任 社外 独立
6	横山 忠昭	取締役バス事業部長 バス事業部担当	再任
7	井村 在宏	取締役人事部長 人事部担当	再任
8	秦 雅夫	—	新任 社外 独立
9	三谷 康生	—	新任 社外 独立
10	梅谷 榮一	—	新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

## 長尾 真 (ながお まこと)

再任



**生年月日**

1959年7月23日生

**所有する当社株式の数**

13,400株

**取締役会出席状況**

14/14回

**略歴、当社における地位**

1982年 4月 当社入社  
2005年 6月 当社取締役  
2009年 6月 当社常務取締役  
2012年 6月 当社専務取締役  
2013年 6月 当社代表取締役社長（現任）

**重要な兼職の状況**

山陽電気鉄道株式会社 取締役  
公益社団法人兵庫県バス協会 会長

**取締役候補者とした理由**

長尾 真氏は、当社および当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、2013年6月からは代表取締役社長として、当社グループの経営を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の会長等の要職を務めております。

以上のことから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括など、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

## 丸山 明則 (まるやま あきのり)

再任



**生年月日**

1958年5月16日生

**所有する当社株式の数**

6,700株

**取締役会出席状況**

13/14回

**略歴、当社における地位**

1981年 3月 当社入社  
2006年 6月 当社取締役  
2009年 6月 当社常務取締役  
2013年 6月 当社専務取締役  
2017年 6月 当社代表取締役・専務取締役（現任）

**当社における担当**

総括、事業戦略部・真結・地域マーケティング部・次世代モビリティ推進室・東京オフィス担当

**重要な兼職の状況**

公益社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長

**取締役候補者とした理由**

丸山明則氏は、当社および当社子会社等の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、2013年6月からは専務取締役、2017年6月からは代表取締役・専務取締役として事業全般を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の乗合委員会委員長等の要職を務めております。

以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集  
ご通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会参考書類

候補者番号 3

上門 一裕 (うえかど かずひろ)

再任 社外 独立



生年月日  
1958年3月22日生  
所有する当社株式の数  
0株  
取締役会出席状況  
14/14回

#### 略歴、当社における地位

1980年4月 山陽電気鉄道株式会社入社  
2005年6月 同社取締役  
2008年6月 同社常務取締役  
2009年6月 同社代表取締役社長（現任）  
2013年6月 阪神電気鉄道株式会社取締役  
2013年6月 当社取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上門一裕氏は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。

また、2013年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

藤岡 資正 (ふじおか たかまさ)

再任 社外 独立



生年月日  
1976年12月11日生  
所有する当社株式の数  
0株  
取締役会出席状況  
14/14回

#### 略歴、当社における地位

2007年12月 チュラロンコン大学サシン経営  
大学院会計学担当教員（現任）  
2011年4月 同大学院日本センター所長  
（現任）  
2017年4月 SEKISUI HEIM REAL  
ESTATE (THAILAND)  
CO.,LTD.取締役（現任）  
2018年4月 明治大学専門職大学院グロー  
バルビジネス研究科准教授

2019年6月 当社取締役（現任）  
2020年4月 明治大学専門職大学院グロー  
バルビジネス研究科専任教授（現  
任）

#### 重要な兼職の状況

明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究  
科 専任教授

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤岡資正氏は、国内外のビジネススクールで教授職を務めるなど会計・経営学に精通し、また、多数の企業のコンサルティングを行うなど、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2019年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

## 殿村 美樹 (とのむら みぎ)

再任 社外 独立



**生年月日**

1961年2月26日生

**所有する当社株式の数**  
0株

**取締役会出席状況**  
11/11回

**略歴、当社における地位**

1983年 4月 株式会社福寿園入社  
1992年 1月 株式会社TMオフィス代表取締役 (現任)  
2015年 4月 同志社大学大学院ビジネス研究科  
MBAプログラム嘱託教員 (現任)  
2017年 4月 内閣府地域活性化伝道師 (現任)

2019年 1月 一般社団法人地方PR機構代表  
理事 (現任)  
2020年 6月 当社取締役 (現任)

**重要な兼職の状況**

株式会社TMオフィス 代表取締役

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

殿村美樹氏は、地域・企業活性化に関する公職を務めるなど地方創生・地域ブランド戦略に精通し、また、企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。

また、2020年6月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化と、女性ならではの視点による当社のダイバーシティ経営の促進に期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

## 横山 忠昭 (よこやま ただあき)

再任



**生年月日**

1971年10月18日生

**所有する当社株式の数**  
900株

**取締役会出席状況**  
14/14回

**略歴、当社における地位**

1994年 4月 当社入社  
2014年 4月 当社企画部長  
2016年 6月 当社取締役 (現任)  
2017年 6月 当社バス事業部長 (現任)

**当社における担当**

バス事業部担当

**取締役候補者とした理由**

横山忠昭氏は、2014年4月から経営戦略・財務等を担う企画部長を務め、2017年6月からは当社の主たる事業であるバス事業を統括管理するなど、企業経営・バス事業の分野において豊富な知識と幅広い知見を有しております。

また、2016年6月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会参考書類

候補者番号

7

## 井村 在宏 (いむら まさひろ)

再任



生年月日

1971年3月26日生

所有する当社株式の数  
500株

取締役会出席状況  
10/11回

### 略歴、当社における地位

1994年4月 当社入社  
2016年5月 神姫観光ホールディングス株式会社取締役  
2018年6月 当社人事部長 (現任)  
2019年5月 しんきエンジェルハート株式会社代表取締役社長 (現任)  
2020年6月 当社取締役 (現任)

### 当社における担当

人事部担当

### 重要な兼職の状況

しんきエンジェルハート株式会社代表取締役社長

### 取締役候補者とした理由

井村在宏氏は、主に人事・労務分野の業務に携わり、2018年6月からは人事部長を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。

また、2020年6月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

## 秦 雅夫 (しん まさお)

新任

社外

独立



生年月日

1957年5月22日生

所有する当社株式の数  
0株

取締役会出席状況  
-/回

### 略歴、当社における地位

1981年4月 阪神電気鉄道株式会社入社  
2006年6月 同社取締役  
2006年10月 阪急阪神ホールディングス株式会社取締役  
2008年4月 阪神電気鉄道株式会社常務取締役  
2014年4月 同社専務取締役  
2017年4月 同社代表取締役社長 (現任)  
2017年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役副社長 (現任)

### 重要な兼職の状況

阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長  
阪急阪神ホールディングス株式会社 代表取締役副社長  
一般社団法人関西鉄道協会 会長

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

秦 雅夫氏は、阪神電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。

また、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 9

三谷 康生 (みたに やすお)

新任 社外 独立



生年月日  
1967年5月27日生  
所有する当社株式の数  
0株  
取締役会出席状況  
-/回

#### 略歴、当社における地位

1990年 4月 株式会社日本興業銀行入社  
2007年 10月 株式会社日本M&Aセンター執行役員  
2012年 4月 同社執行役員大阪支社長  
2016年 1月 株式会社ジャパンM&Aアドバイザー代表取締役社長  
2019年 3月 ワイएमエー株式会社代表取締役社長 (現任)

#### 重要な兼職の状況

ワイएमエー株式会社 代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三谷康生氏は、M&Aアドバイザーのスペシャリストとして、様々な業界に精通し、また、企業経営や財務などに関する豊富な知識・経験を有しております。  
また、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化に期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 10

梅谷 榮一 (うめたに えいいち)

新任



生年月日  
1963年7月8日生  
所有する当社株式の数  
1,000株  
取締役会出席状況  
-/回

#### 略歴、当社における地位

1987年 4月 当社入社  
2012年 6月 当社バス事業部明石営業所長  
2014年 5月 神姫クリエイト株式会社常務取締役  
2015年 5月 同社代表取締役社長  
2017年 5月 株式会社スイム代表取締役社長 (現任)  
2021年 5月 神姫クリエイト株式会社取締役 (現任)

#### 重要な兼職の状況

株式会社スイム 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

梅谷榮一氏は、主に当社経営企画部門、バス事業部門でキャリアを積んだのち、当社子会社の代表取締役を務めるなど、豊富な知識と幅広い知見を有しております。  
その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、取締役として選任をお願いするものであります。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

(注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係

(1)上門一裕氏が代表取締役である山陽電気鉄道株式会社は、不動産業において当社と競業関係にありません。

(2)秦 雅夫氏が代表取締役である阪神電気鉄道株式会社は、不動産業において当社と競業関係にありません。

その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 上門一裕氏、藤岡資正氏、殿村美樹氏、秦 雅夫氏および三谷康生氏は、社外取締役候補者であります。
3. 上門一裕氏、藤岡資正氏および殿村美樹氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって上門一裕氏が8年、藤岡資正氏が2年、殿村美樹氏が1年であります。
4. 上門一裕氏、藤岡資正氏および殿村美樹氏は現在当社の社外取締役であり、当社は3氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。3氏の再任が承認された場合は、当社は3氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、上門一裕氏、藤岡資正氏および殿村美樹氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
6. 秦 雅夫氏および三谷康生氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額といたします。
7. 秦 雅夫氏および三谷康生氏の選任が承認された場合は、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規程する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役候補者は、次のとおりであります。本株主総会終結の時をもって、監査役森澤 徹氏が辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするのでもあります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了するときまでとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

## 小林 健一 (こばやし けんいち)

新任



### 略歴、当社における地位

1986年 4月 当社入社  
 2013年 6月 当社不動産事業部長  
 2017年 6月 当社取締役（現任）  
 2019年 6月 当社経営企画部長（現任）

### 当社における担当

経営企画部担当

### 生年月日

1962年9月7日生

### 所有する当社株式の数

1,200株

### 取締役会出席状況

13/14回

### 監査役会出席状況

-/-回

### 監査役候補者とした理由

当社不動産事業部（現事業戦略部）、経営企画部の担当役員を務め、事業の実務および財務・グループ経営等について豊富な知識と幅広い知見を有しております。その経験と知見による当社経営の適法性・効率性の確保を期待して、監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社と候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は小林健一氏の選任が承認可決された場合は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規程する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役会規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。なお、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。候補者が監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役報酬額は、2020年6月25日開催の第137回定時株主総会において総額2億4,000万円以内（うち社外取締役分3,000万円以内）とご承認いただき現在に至っております。この度、コーポレート・ガバナンスの向上を目的とした社外取締役のさらなる監視、監督機能強化のため、総額は据え置き、社外取締役分のみを年額3,000万円以内から年額5,000万円以内に改定いたしたいと存じます。

本議案は当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会での審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告15ページに記載のとおりであります。

なお、現在の取締役の員数は10名（うち社外取締役4名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと10名（うち社外取締役5名）となります。

以 上







# 株主総会会場ご案内図

会場：姫路市南駅前町100番地  
ホテル日航姫路 3階光琳の間  
TEL (079) 222-2231



交通：J R（山陽新幹線・在来線）姫路駅南口すぐ  
※駐車場（有料）は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。